

手続きの流れ

※※※申請者は、「施主」になります。※※※

工事請負契約
(売買契約)を
締結したら

- 「彩の木補助事業」を利用したいことや、さいたま県産木材を使用したいことなどを工務店・設計業者等の方とよく打合せをし、契約してください。
- 「さいたま県産木材販売伝票」がさいたま県産木材を使用した証拠書類の一つとなり、この伝票の写しを木工事完了後提出していただくことになります。→詳細は、Q&Aをご覧ください。

申込書兼交付
申請書の提出

- 「申込書兼交付申請書」に関係書類を添付して、埼玉県木材協会へ郵送又は持参してください。
- 提出時期: 工事着工前あるいは工事着工後なるべく早い時期にご提出いただくと、手続きがスムーズです。
- 受付期間: 令和2年2月14日(金)まで(予定数に達し次第終了します)

利用予定者登録
(現地検査)

- 事務局(埼玉県木材協会)が内容を審査し、利用予定者登録通知書をお送りします。(手続きが完了するまで大切に保管してください。)
- 木工事完了前に現地検査を実施する場合は、検査員から建築(施工)事業者あてご連絡いたします。

(木工事完了後)
木工事完了報告書
兼請求書の提出

- 木工事完了後2週間以内に、「木工事完了報告書兼請求書」に関係書類を添付して、埼玉県木材協会へ郵送又は持参してください。
- 令和2年2月29日までに木工事が完了することが要件です。
- 最終**提出期限: 令和2年3月6日(金)必着

(現地検査)
補助金の交付決定
及び確定

- 事務局(埼玉県木材協会)が内容を審査し、交付決定及び確定通知書をお送りします。
- 交付決定・確定前に現地検査を実施する場合は、検査員から建築(施工)事業者あてご連絡いたします。

補助金振込み

- 申請者名義のご指定の口座に、補助金を振り込みます。